

第61回全日本花いっぱい田辺大会協賛募集要項
(花いっぱいサポーター：協賛型)

1. 目的

この要項は、第61回全日本花いっぱい田辺大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同のうえ、協賛いただける企業や団体、個人を募集することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

2. 協賛の内容

- (1) 金銭の協賛：一口1万円から受け入れるものとする。
- (2) 物品の協賛：大会記念品、その他大会運営に供する物品等について受け入れるものとする。

3. 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、第61回全日本花いっぱい田辺大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛金のお振込みが必要な場合の振込手数料については、協賛者の負担とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用が必要な場合は、協賛者の負担とする。

4. 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他実行委員会が適当でないとするもの

5. 協賛の表示

- (1) 協賛物品には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品に直接表示することが適当でない場合は、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、事前に実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6. 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは、必要に応じてホームページや大会プログラム等にその旨を掲載するなど、周知に努めるものとする。

7. 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までとする。

8. その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

9. お申込み・お問合せ先

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

第61回全日本花いっぱい田辺大会実行委員会

(事務局 田辺市建設部 管理課 公園係)

TEL 0739-26-9966 FAX 0739-25-6016 Mail kanri@city.tanabe.lg.jp

※本要項や申請書類は、ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.tanabe.lg.jp/kanri/hanaippai_tanabe/index.html